

箕谷少年野球部規約書(平成22年1月1日改正)

第一章 総則

第一条(目的)

箕谷少年野球部は、神戸市北区箕谷小学校区、桂木小学校区を中心とした少年達が野球活動を通じて「友情・協力・団結する心」、「何ものにも負けない勇氣」、「強い身体」を育成する事を目的とした運営を行うものである。

第二章 組織と運営

第二条(部長及び役員)

部長、必要に応じて副部长、会計、総務等を置く、役割分担については別途定める。

第三条(顧問・総監督)

総監督を置く。選任に付いては役員会が承認し、総会での承認を最終とする。

総監督は、部長と協議の上、監督並びに運営責任者他を選任し、チーム指導者の指導並びに部員の総合指導を行う。

顧問は保護者OBまたは、部長の承認により部が招聘した者とし、連盟役員、部の役員、監督等の役割を担い、また部の運営補助チームの技術指導等を行う。

第四条(監督・運営責任者・現場指導者並びにコーチ)

6年生、5年生を一部、4年生及び3年生以下を二部とし、必要に応じて各部またはチーム毎に、監督、運営責任者、指導者及びコーチを置く。

期中にチーム編成変更がある場合には部長及び総監督がコーチの中より選出し役員会議の承認で決める。コーチの任には、顧問、部員の父兄全員があたるものとする。

第五条(役員・監督等の任期)

部長、及び役員、総監督、監督及び運営責任者・指導者等の任期は1年とする。

但し、留任あるいは交代は妨げないものとする。

部長の選任は役員会で承認し、総会の承認を持って最終とする。

役員を選任は部長が推薦し役員会の承認し、総会を持って最終とする。

監督他運営責任者は、総監督が部長と協議の上、顧問・コーチの中より推薦し、役員会が承認し、総会を持って最終とする。

期中に交代の事態が発生した場合には役員会議の協議・承認を得て後任を決める。

第六条(役員会議・監督会議)

部長(必要に応じて副部长)は、本運営のために役員会議を招集することが出来る。

役員会議は、当部の決定機関と位置付ける。

役員会議メンバーは、第五条の役員の中から部長が選任して決定する。必要に応じて陪席者を認める。

役員会議は原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時会議を召集する。

役員会議の決定事項は総務会に速やかに報告する。総務会メンバーは役員会が決定する。

監督会議は、チーム間の調整、対外試合のメンバー選定、技術指導の打ち合わせを行う。

監督会議メンバーは、総監督が部長と協議の上決める。

監督会議の召集及び運営、取りまとめの任は総監督または運営責任者があたる。

監督会議の定例会は原則毎月1回開催し、必要に応じて適宜臨時会議を開催する。

第七条(総会)

当野球部の最終承認機関とする。

部長、総監督、その他前項に掲げる役員並びに責任者を承認する。

上記役割者の任期は納会(次年度納会)までとする。ただし新役員が決まらない場合は

旧役員の次年度新年会までの継続任期も認める。

部長は役員会の承認を得て、年間行事、予算案を作成し総会にて承認を受けなければならない。

部長は役員会議の承認を得て、年末の総会にて活動結果報告し、会計報告の承認を受けなければならない。

総会の決議事項の承認は、総会出席者(一部員一票)の過半数をもって成立する。

定期総会は、新年会、年末納会と年2回の開催とする。部長の要請があれば臨時総会を開催できる。

第八条(活動)

当部の定期的野球活動は、総会で承認を得た年間行事を開催する。

役員会議で承認されれば、年間予定行事以外(野球活動以外も含む)の活動に参加をすることが出来る。

第九条(登録)

当部は、目的を同じとする甲北地区少年野球連盟及び関西団地連盟に加盟する。

第三章 部員登録等

第十条(入部申し込み)

部長並びに各チームの副部长は、第1条の目的を理解するものを部員として入部を許可し登録できる。

入部届け受領後は、速やかに、部長、会計、総務に届けるものとする。

部長は、連盟へ登録し、承認を受ける。会計は、スポーツ保険加入の手続きをする。

第十一条(部費)

月額2,000円を徴収する。部費の金額に付いては総会の承認をもって変更できるものとする。

但し、必要に応じて別途保険料の徴収をする。

新入部員は、入部届け提出の翌月より徴収するものとする。

役員会議において必要と認めた場合、別途特別部費を集めることが出来る。

第十二条(入部取り消し)

部員が、部の基本方針に反したり、名誉を損なうような行為をした場合は、役員会議に諮った上で、

当該者の入部を取り消すことが出来る。その場合、既に納入した部費は返金しないものとする。

第四章 雑則

第十三条(細目)

当部の運営については、当規約の定めるほかは、役員会議の協議により定めるところによる。

規約に明記されていない事項に付いては良識と常識を持って部に参加する全員が対応する。

第十四条(規約の改編)

当規約の改編に付いては役員会議にて決議し総会に諮り出席者(一部員一票)の過半数の賛成にて決定できるものとする。

(附則)

この改訂既約第7版は、平成22年度1月1日から施行する。